

## 水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）に対する意見募集の実施結果について（案）

平成 27 年 月 日  
環境省水・大気環境局  
土壌環境課農薬環境管理室

### 1．意見募集の概要

#### （ 1 ）意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表

#### （ 2 ）意見募集期間

平成 27 年 1 月 13 日（火）～ 平成 27 年 2 月 12 日（木）

#### （ 3 ）意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

#### （ 4 ）意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

### 2．意見募集の実施結果

（ 1 ）意見提出件数 ： 2 通（ 2 件）

（ 2 ）提出された御意見と御意見に対する考え方 ： 別紙の通り

（別紙）

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>食品に残留する農薬については ARfD に基づく短期暴露評価が導入されましたが、飲料水についても短期間に大量に摂取した場合の影響を評価する必要はないでしょうか。</p>	<p>「農薬取締法第 3 条第 1 号第 4 項から第 7 項までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」(昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示第 346 号) 第 4 号のイに定める水質汚濁に係る登録保留基準については、その水を一生涯飲用に利用したとしても健康に悪影響が生じないように、との慢性影響の観点から、公共用水域の農薬の濃度として設定しています。</p> <p>御指摘の短期暴露については、急性影響を考慮すべきとの御意見と考えますが、これまでに登録保留基準値を設定した農薬の環境中予測濃度を踏まえると、通常の使用方法では公共用水域の農薬濃度が ARfD を考慮するほど高濃度となる可能性は低いと考えられます。</p> <p>公共用水域において高濃度となる場合としては、事故等で農薬が一度に大量に公共用水域に流出するケースが想定されますが、農薬取締法第 3 条第 1 項第 7 号に定める登録保留基準の考え方「申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき」になじまないことから、現時点では急性暴露評価の導入の必要性は低いものと考えます。</p> <p>御意見は今後の参考とさせていただきたいと思えます。</p>
2	<p>各自治体によって、湧き水の多い少ない、水質等がありますので、一律の規制は、避けるべきです。もちろん、合理的に思案することが、肝要です。</p>	<p>水質汚濁に係る登録保留基準値については、飲用水経由での農薬暴露が一日摂取許容量 (ADI) の 10% を超えないような公共用水域における濃度として設定しており、湧き水の量の多少や水質には左右されないものと考えます。</p>